

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年7月受付分）

## <故人が生前お世話になったため>

○赤塚 悟 様（端野町）	30,000円	○故河本 侑也 様（端野町）	30,000円
○梅田 勇俊 様（常呂町）	150,000円	○大平 君子 様（常呂町）	20,000円
○山本 倫寛 様（留辺蘂町）	10,000円		

## <福祉推進のため>

○留辺蘂農協退職職員OB会会員一同（留辺蘂町） 14,527円

## <各種事業での募金・益金を>

○北見くるみ幼稚園（春光町） 2,118円